

平成27年度 認定こども園、保育園、小規模保育施設の入園申込みのしおり

静岡市役所

1 こども園、保育園等に入園するには

こども園等に保育の利用の申込みをすることができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」の①～⑨のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合です。

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」のスタートに伴い、保育の必要性の認定（2号・3号）手続きが必要となります。

手続きに必要な申請書は、利用申込書を兼ねた書式となりますので、利用申込と同時に手続きができます。

保育を必要とする事由		保護者の状況	入園できる期間
①	就労	月60時間以上の就労（フルタイムのほかパートタイムや居宅内労働をしている場合を含む）	就労が継続している期間（育児休業中は除く）
②	妊娠・出産	母親が出産間近な状態又は出産後間がない状態	出産後8週間程度まで
③	疾病・障がい	保護者が疾病で入院している場合や障がいを持っている場合	疾病等が回復するまで
④	介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護が常時必要である場合	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤	災害復旧	地震、火災、風水害等の災害復旧にあたっている場合	復旧が終了するまで
⑥	求職活動	就労する意思があり、求職活動や起業準備に専念している場合	※1 支給認定の有効期間（最長90日）
⑦	就学・職業訓練	保護者が大学等に在学している場合や職業能力開発施設等で職業訓練を受けている場合	在学・訓練期間中
⑧	児童虐待・DV	※2 児童虐待・DVを防止するために必要な場合	必要と認められる期間
⑨	育児休業	育児休業をする際に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要と認められる場合	必要と認められる期間

※1 入園後90日以内に就労証明書を提出してください。なお、引き続き求職活動により入園を希望する場合は、支給認定の有効期間の切れる1ヶ月前までに、認定の更新手続きを行ってください。

※2 保護者等が児童虐待を行っている又は児童虐待を再び行う恐れがある場合・DVにより子どもの保育が困難である場合が該当します。

○次の認定区分表により、お子さんの年齢・保護者の就労状況等から認定を行います。

- ・申請により認定が決定すると、2号又は3号認定の支給認定証を交付します。入園に際して必要になりますので、大切に保管してください（認定証の交付は入園の決定ではありません）。
- ・支給認定証には有効期間がありますので、有効期間満了前に認定の更新等の手続きが必要です。

認定区分	対象年齢	利用時間・形態	利用できる施設
2号	満3歳以上	上限11時間の 保育標準時間 認定	認定こども園・保育園
3号	満3歳未満	又は 上限8時間の 保育短時間 認定 ※保護者の就労状況等により決定されます。	認定こども園・保育園 小規模保育施設など

2 利用できる施設

次の3種類の施設が利用できます。

※施設名、利用時間等については、「施設一覧表」を別に用意してありますので、ご参照ください。

認定こども園

・幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。

・3歳以上のお子さんには、教育と保育を一体的に行います。



保育園

・就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。



小規模保育施設

・少人数（定員6人～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設です。



3 申込方法

- (1) こども園等の利用時間や保育内容等は、各々異なります。ご希望の施設へ直接お問合せや見学等を行い、あらかじめ詳細をご確認ください。
- (2) 申込みに必要な書類は、第一希望の施設又は保育児童課にて配付・受付をします。申込期日に間に合うよう、必要書類をそろえて提出してください。
- (3) 申込受付期間・締切日

ア 平成27年4月からの入園を希望する場合

集中受付期間	平成26年10月1日(水) ～ 平成26年10月15日(水)
--------	--------------------------------

※ 平成26年12月19日(金)までの申込みが第一次選考対象となりますが、出来る限り上記期間内に申込みください。

イ 平成27年5月以降の入園を希望する場合

申込締切日は下記のとおりです。

入園月	締切日	入園月	締切日	入園月	締切日
H27年5月	4月6日(月)	H27年 9月	8月5日(水)	H28年1月	12月7日(月)
27年6月	5月7日(木)	27年10月	9月7日(月)	28年2月	1月5日(火)
27年7月	6月5日(金)	27年11月	10月5日(月)	28年3月	2月5日(金)
27年8月	7月6日(月)	27年12月	11月5日(木)		

- (4) 市外のこども園等を申込み場合

静岡市外のこども園等を希望する方は、あらかじめ希望先の市区町村に締切日等をご確認の上、お早めにお住まいの区の保育児童課にお申込みください。

○育児休業中の申込みについて

育児休業中は、原則として新規の申込みができません。

育児休業から復職する場合は、復職する月の前月を入園希望月とすることができます。

○障がい児の保育について

平成27年4月1日現在、3歳以上の障がいがあるお子さんで、集団保育が可能な場合には、市立こども園全園で入園を受け付けています。利用手続きの前に、各区保育児童課にご相談ください。私立の園については、各園にお問い合わせください。

○食物アレルギーへの対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

4 申込みに必要な書類

次の①、②の書類を第一希望の施設または保育児童課に提出してください。



《全ての方が必要な書類》

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書兼利用申込書（2号・3号認定用）
（保育の必要性の認定申請と施設の申込が一緒になった書式です（児童1名につき1枚必要です。））
- ② 保育できないことを証明する書類（下表参照）
 - ・提出していただく方はお子さんの父母、お子さんと同居している60歳未満の祖父母です。
 - ・兄弟姉妹2人以上お申込みの場合は、下表の必要書類は一組でかまいません。

保護者の状況	必要書類
就労	就労証明書
妊娠・出産	申立書兼誓約書 + 母子健康手帳のコピー（出産予定日の記載があるページ）
疾病・介護・障がい	申立書兼誓約書 医師の診断書やケアプランのコピー 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
災害復旧	罹災証明書
求職活動	申立書兼誓約書 + 原則としてハローワーク等の登録証のコピー
就学	申立書兼誓約書 + 在学証明書又は学生証等のコピー

※「就労証明書」と「申立書兼誓約書」は、保育児童課指定用紙となります。

《該当者のみ必要な書類》

- 平成26年度住民税課税証明書（平成26年1月1日現在、静岡市外にお住まいだった方）
 - ・提出いただく方は、基本的にはお子さんの父母ですが、次に該当するご家庭はお子さんと同居している祖父母（年齢は関係ありません）も提出をお願いします。
 - 祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合 ●父母にほとんど収入がない場合

5 申込みから入園決定まで

平成27年4月に入園希望の方

認定申請及び利用申込み	入園を希望する第一希望の施設又は保育児童課へ提出してください。
支給認定決定（2号・3号）	受付後30日以内に支給認定証を郵送します（ただし、11月末までに申請していただいた方は、12月末頃までに郵送予定です）。
面接 ↓	各施設とも12月頃より、面接を実施します。面接日時は、後日郵送にてお知らせします（原則として第一希望の施設で面接を行います）。
利用調整会議 ↓	平成27年1月中旬より、申請者の希望、就労や施設等の状況などにより、利用調整（入園者の選考）を行います。
利用調整結果の通知（入所承諾） ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・第一次選考対象者の方には、2月中旬（予定）に利用調整の結果を郵送にてお知らせします。 ・第二次選考以降の対象者の方には、2月下旬以降随時、利用調整の結果を郵送にてお知らせします。 ・各園にて支給認定証を確認し、園によっては入園に必要な手続きを行います。（入園説明会の際に手続きを行う場合もあります。詳細はご連絡します。）
入園決定 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・入園前に入園決定施設で入園説明会（健康診断を併せて行う園もあります）を行います。 ・利用者負担に関する通知にて利用料のお知らせをします。
通園開始	平成27年4月1日から入園となります。
利用調整結果の通知（入所不承諾）	<ul style="list-style-type: none"> ・入園できなかった方には、初回のみ、利用調整の結果を郵送でお知らせします。 ・申込書は、平成27年5月～平成28年3月入園の利用調整会議まで有効です。 ・申込みを取り下げの場合は、保育児童課へご連絡ください。 ・入園可能になった場合は、入園月の前月20日頃に電話にて連絡いたします。

平成27年5月から平成28年3月までの各月からの入園希望の方

認定申請及び利用申込み	入園希望月の前月5日までに（3申込方法の（3）イを参照）、入園を希望する第一希望の施設又は児童保育課へ提出してください。
-------------	--

支給認定決定（2号・3号）	受付後30日以内に支給認定証と利用者負担に関する通知を郵送します。
利用調整会議 ↓	入園希望月の前月中旬頃、申請者の希望、就労や施設等の状況などにより利用調整(入園者の選考)を行います。
利用調整結果の通知 (入所承諾) ↓	入園可能な場合のみ、入園月の前月20日頃に電話にて連絡のうえ、利用調整の結果をお知らせします。
入園決定 ↓	入園前に入園決定施設で入園説明会を行いますので、施設と連絡をとり、支給認定証をお持ちのうえ、お子さんと一緒にお出かけください。
通園開始	入園は各月1日からとなります。

利用調整結果の通知 (入所不承諾)	<ul style="list-style-type: none"> ・入園できなかった方には初回のみ、利用調整の結果を郵送でお知らせします。 ・申込書は、平成27年6月～平成28年3月入園の利用調整会議まで有効です。 ・申込みを取り下げの場合は、保育児童課へご連絡ください。 ・入園可能になった場合は、入園月の前月20日頃に電話にて連絡いたします。
----------------------	---

6 申込み後に届出（書類の提出）が必要なとき

入園申込み後に、次の（１）～（９）に該当するようになったときは、保育児童課に連絡のうえ、必要な場合は書類の提出をお願いします。なお、支給認定証には有効期間があります（支給認定証に記載します）ので、継続利用（在園）を希望される場合も、早めの手続きをお願いします。

- （１）支給認定の「保育を必要とする事由」が変わったとき。（例：就労→妊娠・出産 / 介護→就労）
（※お子さまの年齢が満3歳になると、支給認定区分が3号から2号へ変更となりますが、この場合は、更新処理のうえ、変更後の認定証を発行しますので、手続きの必要はありません。）
- （２）住所が変わったとき（静岡市から転出した場合、有効期間内でも支給認定証は無効になります）。
- （３）入園希望するお子さんのご家庭の状況に変更があったとき。（婚姻・離婚・弟妹の出生等家族の増減）
- （４）就労先など、就労の状況が変わったとき。
- （５）就労予定や求職中で申込みをした方が就労を開始したとき。
- （６）育児休業取得中に申込書を提出したが、復職したとき。
- （７）育児休業取得中に申込書を提出したが、復職日が変更となったとき。
- （８）入園希望する施設を変更したいとき、追加又は削除したいとき。
- （９）家庭内での保育が可能になった場合やその他の理由で申し込みを取り下げるとき。



7 利用料（保育料）について

- （１）利用料は、お子さんの認定区分や保育の必要量（保育標準時間又は保育短時間）、世帯の市民税所得割額に応じた段階的な料金設定になります。
- （２）利用料は、原則として父母の市民税所得割額を算定の基礎としますが、祖父母がお子さんやその父母を税法上の扶養親族にしている場合や、父母にほとんど収入がない場合は、お子さんと同居している祖父母の市民税所得割額を合算して算定します。
- （３）同じ認定区分で同じ所得階層であれば、市立・私立の別、施設の種別（市立こども園、私立こども園、保育園等）を問わず、同じ利用料となります（園によっては、別途、行事参加費などの実費や平均的な水準を超えた施設整備のための上乗せ料金が求められる場合があります。）。
- （４）認定こども園や保育園等に2人以上のお子さんが入園している場合は、軽減措置があります。

入園に関する問い合わせ先

各福祉事務所 保育児童課 支援係へどうぞ

■葵区■

葵福祉事務所 保育児童課 支援係

(静岡庁舎新館2階 電話054-221-1095)

■駿河区■

駿河福祉事務所 保育児童課 支援係

(駿河区役所2階 電話054-287-8673)

■清水区■

清水福祉事務所 保育児童課 支援係

(清水庁舎1階 電話054-354-2358)